

「統計行政の新たな展開方向」 推進状況

平成19年 6 月末現在

総務省政策統括官(統計基準担当)

1 社会・経済の変化に対応した統計の整備

主な課題

主な推進状況

大規模経済統計の在り方

経済センサス(仮称)の創設に向けての検討

・全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握できる統計(経済センサス(仮称))の整備。

事業所・企業名簿の整備・充実

・事業所・企業を対象とする統計調査について、事業所・企業のとらえ方・産業格付け等の見直しを実施。
・基本的統計調査名簿としての事業所・企業名簿の一層の整備。

GDP関連統計等の見直し

GDP推計のための基礎統計の整備

・SNAの視点から、統計の整備状況を点検し、政府全体として統計体系の整備を推進。
・QE推計の精度向上に資するため、基礎統計の公表の早期化に努めるとともに供給側基礎統計の整備を推進。

資本ストック統計の整備

・資本ストック関連統計の精度向上。

企業を中心とした統計の整備

金融・保険業を含めた企業統計の整備

企業活動の変化への対応

・企業グループを的確にとらえるため、企業グループ名簿情報を整備しその活用、実質支配力基準に基づく企業グループに関する調査実施の可能性について、研究・検討。

・経済センサスについて、「経済センサスの枠組みについて」(平成18年3月)に基づき、「経済センサス企画会議」(平成18年5月設置)を開催し、平成21年及び23年の実施に向けて検討中。

・特定サービス産業実態調査について、平成18年調査から、母集団情報を業界団体名簿から事業所・企業統計調査名簿に変更。

・「SNA関連統計体系の整備に関する専門会議」(平成16年3月設置)をこれまでに8回開催し、SNA推計のために十分な情報が得られていない統計調査等について検討中。

・民間企業ストックの推計に用いる計数を見直すため、平成15年に実施した民間企業資本ストック実態調査の調査結果について検証した結果、精度に課題があることが明らかとなったため、18年度から新たに民間企業投資・除却調査を実施。

・法人企業統計調査に金融・保険業を導入するための試験調査を平成18年6月に実施し、調査規則の改定案へのパブリックコメントを実施。
(20年度から金融・保険業を含んだ調査を実施予定)

・平成18年事業所・企業統計調査において、親会社・子会社の判定基準を出資比率から議決権保有割合に変更するとともに、会社法に明記されている実質支配力基準を加味して親会社・子会社の判定を実施。

主な課題

サービス分野の統計整備

- ・統計の体系的整備、GDP統計の改善に資するため、サービス分野の統計を整備・充実。
- ・産業別・調査事項別に統計の整備状況を俯瞰(ふかん)できる統計マップを作成し、未整備分野を明確にした上で、統計の体系的整備を推進。

IT関連統計の整備

- ・IT化の実態把握と影響分析に必要な基礎データを整備するため、新規統計調査の実施、既存統計調査の改正を検討。

雇用関係統計の整備

- ・雇用・就業形態の多様化に対応し、その実態の適時・的確な把握。
- ・労働力の流動化に対応し、その産業・就業構造及び職歴変化の実態を的確に把握するためのデータを整備。

環境統計の整備

- ・温室効果ガスの関連統計の整備・充実。
- ・生産統計等における再生資源化率、リサイクル品の割合等の調査項目の充実。
- ・環境投資等について把握する方策の検討。

主な推進状況

- ・平成19年度にサービス産業動向調査(仮称)試験調査を実施。(20年度にサービス産業動向調査(仮称)を実施予定。)
- ・サービス分野(公的サービス分野を含む。)に関する統計マップを平成16年6月、サービス分野以外の分野に関する統計マップを17年4月に作成。

- ・平成17年の情報処理実態調査において、内閣府のSNA推計の分析に必要な調査項目を見直し、ソフトウェア制作(自社利用分)の内訳(労務費、外注加工費、経費)を調査票に反映。

- ・有期契約労働者の雇用・就業等の実態を把握するため、新たに有期契約労働に関する実態調査を平成17年9月に実施。
- ・賃金構造基本統計調査において、平成17年調査から、「正社員・正職員」「正社員・正職員以外」「臨時労働者」別の労働者数を把握。

- ・業種横断的にエネルギーの消費構造を把握するための統計調査の創設に向け、平成18年度にエネルギー消費統計調査(仮称)予備調査を実施。(19年度にエネルギー消費統計調査(仮称)を実施予定)
- ・燃料消費量の実態を的確に把握するための自動車燃料消費量調査を平成18年10月から承認統計として毎月実施。

主な課題

ジェンダー統計の整備

- ・事業所・企業を対象とする統計調査において、従業者等の性別の把握。
- ・調査結果の表章に当たっては、原則として性別データの表章の実施。

国民生活に関する統計の整備

世帯や個人の活動等に関する統計

- ・家族(世帯)の役割(機能)の実態をより的確に把握する方策の検討。
- ・中高年齢者の生活実態がより明らかとなるような新たな調査手法の導入について検討。

生涯学習活動や個人の能力取得活動に関する統計

- ・生涯学習活動や個人の能力取得活動の実態を的確に把握する観点から、現在、未整備となっている分野に係る統計調査の整備。

統計調査の整理合理化

- ・既存統計調査の見直しを行い、ニーズの乏しい統計調査を廃止するとともに、統計調査の簡素・合理化を推進。

主な推進状況

- ・サービス業基本調査、漁業センサス、木材統計調査等において新たに男女別データ等の把握。
- ・労働力調査について、平成18年1月分結果から、従来女性のみの結果表章であった基本集計結果原表第4表について、男女別の結果表章を実施。

- ・中高年齢者に焦点を当てた第1回中高年齢者縦断調査を平成17年11月に実施。

- ・平成17年度に実施した社会教育調査において、社会教育・生涯学習施設等における生涯学習活動や個人の能力取得状況に関する調査事項を追加。
- ・平成18年度に実施した能力開発基本調査において、企業、事業所及び労働者の職業能力開発の実態について調査。

- ・各府省が所管するすべての統計調査について計画的に見直しを行うに当たっての指針を平成16年5月に策定。
- ・平成15年度には59調査、16年度には70調査、17年度には61調査、18年度には55調査について見直し措置を実施。
- <例>
 - ・法人企業動向調査(内閣府)と財務省景気予測調査(財務省)を一元化し、両府省の共管調査として法人企業景気予測調査を平成16年度から実施

2 統計調査の効率的・円滑な実施

主な課題

情報通信技術を活用した統計調査の推進

・情報通信技術の進展を踏まえ、報告者のニーズに合わせたオンライン調査の導入に関する検討を行うなど、オンライン調査の一層の推進。

民間委託の推進と報告者の信頼確保

・統計調査に係る事務の民間委託を推進するに当たっては、報告者の信頼確保に重点を置いて、その適正かつ円滑な実施を確保。

統計行政関係手続の一層の円滑化・迅速化

・統計調査に係る審査・承認基準の明確化を図り、事務手続の円滑化・迅速化を推進。

地方統計機構等の充実

・都道府県、市区町村の調査実施体制の整備・充実に支援。
・統計調査員の量・質の確保・向上を図るためのガイドラインを作成。

統計職員の育成・研修

統計職員(国・地方公共団体)の育成・研修の充実

・効果的・効率的な統計調査の企画・実施及び統計データの利用・分析業務等に的確に対応できる統計職員を育成するための方策を検討。

総務省統計研修所における研修機能の強化

・国及び地方公共団体が、統計研修所を最大限活用できるようにするため、ニーズを踏まえた研修カリキュラムの設定・見直し、新たな研修方法の導入等を推進。

主な推進状況

・これまでに133調査でオンライン化等を推進。

<例>

・学校基本調査、学校保健統計調査、自動車輸送統計調査、船員労働統計調査、石油製品需給動態統計調査、民間給与実態統計調査、学校教員統計調査、埋蔵鉱量統計調査、ガス事業生産動態統計調査、建築着工統計調査、建設工事統計調査 等

・平成17年3月に各府省統計主管課長等会議において申し合わせた「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を19年5月に改定。

・平成17年6月に「統計報告の範囲と承認申請の方法」(昭和27年報告調整官会議了承)及び「統計法第8条に基づく届出に関する説明書」(昭和25年統計委員会事務局作成)を全面的に改定。

・平成16年3月に、事業所・企業を対象とする統計報告の徴集に係る総務省(統計基準部)から社団法人日本経済団体連合会への意見照会を行う場合の基準、意見の処理方法等を整備。

・平成16年12月に「統計調査員の量・質の確保・向上に関するガイドライン」を策定。

・平成18年8月に「統計作成過程の標準化のためのハンドブック」を作成。

・総務省統計研修所では、地方公共団体からの要望を受け、平成19年3月に、地域に出向いて行う第1回の地域統計研修(開催地:福岡市)を実施。

3 調査結果の利用の拡大

主な課題

主な推進状況

統計情報の高度利用

統計分析の高度化と結果の提供

- ・統計調査集計結果データのより高度な分析・加工とその提供。
- ・市町村合併等による行政区域の拡大、生活圈・経済活動圏の変化を踏まえた地域表章の見直し、地域に関するデータ提供の充実。

事業所・企業データベースの積極的活用

- ・各種統計調査のための母集団情報の早期提供。
- ・サンプリング支援等の統計調査の実施支援、統計調査間のデータリンケージ、企業に関するパネルデータの整備などのための機能の拡充・多面的な利用方策の検討。

統計調査集計結果データの府省間及び国・地方公共団体間の共有化等の推進

- ・統計調査集計結果データの共有化等については、霞が関WAN、LGWANはもとよりインターネットを積極的に活用することによる一層の推進・提供内容の充実等。
- ・国・地方公共団体間のデータの共有化を推進。

提供の高度化

インターネットによる提供の高度化

- ・各府省共通サイトとして、政府統計データの総合窓口としてのポータルサイトを構築し、統計情報の提供。

公表・提供形態の多様化・早期化

- ・官報、刊行物等にとどまらず、インターネット等を活用することにより公表の多様化。

統計調査に関連する情報の提供等

- ・統計調査に関する情報や統計の特性に関する情報提供の拡大・インターネット等の電子的手段による提供の促進。

- ・国勢調査及び事業所・企業統計調査の小地域統計データと境界データを結びつけ、背景地図と重ね合わせて、グラフ表示や集計機能等も利用できるWeb - GIS(「統計GISプラザ」)を構築し、平成16年1月から提供を開始。

- ・事業所・企業データベースにおいて、平成17年4月から母集団情報の提供を開始。
- ・事業所・企業データベースを利用したサンプリング支援の利用手続及び提供方法、プレプリント支援についての検討結果を踏まえて、標本抽出機能を追加した新型データベース・システムを開発中。

- (新型データベース・システムは平成20年4月から運用開始予定)
- ・データリンケージ及びパネル化に関する検討を行い、データベースの母集団情報を全国一連番号として付与される事業所コードで管理するとともに、各府省においても事業所コードを保持することによって、データリンケージ等の利用に資することを検討中。

- ・社会・人口統計体系(SSDS)データ共有システムを開発し、試験運用として、平成15年4月から霞が関WAN及びLGWANを通じて提供を開始。16年4月から、収録データを拡充の上、本格運用を開始。

- ・各府省共同のサイトとして、統計データ・ポータルサイトを構築し、平成16年1月から本格運用を開始。また、統計データによる地域分析を支援するため、新たなコンテンツとしてコミュニティ・プロフィールNaviを構築し、17年4月より提供を開始。

- ・各府省では、インターネット等を活用した統計調査結果の電子的提供を推進。その結果、平成18年度においては、指定統計調査については55調査すべてにおいて、承認・届出統計調査を合わせると合計338調査で調査結果の電子的提供を推進。

主な課題

主な推進状況

統計データの利用促進のための基盤整備

統計利用者の意見・要望の反映及びニーズに即した統計調査結果の早期公表

- ・統計利用者の意見・要望を反映させるための統計利用者とのコミュニケーションの確保。
- ・統計調査結果の公表の早期化。(官報又は印刷物により行うこととされている法令上の公表方法について、インターネットを通じた公表も検討。)

統計データの利用促進のための「統計データアーカイブ」機能の検討

オーダーメイド集計、匿名標本データの作成・利用

- ・オーダーメイド集計が可能になるような仕組みを検討。
- ・匿名標本データに対する社会的コンセンサスの必要性、法令上の諸問題等に関するこれまでの検討結果を吟味した上で実用化に向けて検討。

目的外使用の承認基準の明確化、包括的承認の一層の拡大、承認の早期化

- ・統計調査調査票の目的外使用の承認基準の具体化・明確化。

統計分類の整備

- ・社会経済情勢の変化に対応した標準統計分類の改訂等を随時的確に行っていくため、統計分類の見直し等のための検討体制を整備し、適切な統計分類の改訂・見直し等を実施。

・平成18年度末で、指定統計調査55調査中47調査において公表早期化目標を達成。また、承認統計調査及び届出統計調査についても、公表早期化を推進。

・指定統計調査の結果の公表については、インターネットで行うことも可能となるよう、平成19年5月に公布された統計法において、基幹統計について「インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」と規定。

・「統計法制度に関する研究会」の報告書等を踏まえ、平成19年5月に公布された統計法において、委託による統計の作成等(オーダーメイド集計)、匿名データの作成・提供に係る規定を創設。

・指定統計調査の目的外使用承認に係る現行の運用の明確化を中心とする要領の改訂を実施(平成16年7月施行)。

・「統計分類専門会議」(平成15年12月設置)において、平成19年末を目途に日本標準産業分類第12回改定を行うことを決定し、19年4月に統計審議会に付議。

(統計審議会の答申を受けて20年4月に適用予定。)

4 国際協力の推進

主な課題

我が国の統計の国際比較性向上と海外における我が国の統計の利用促進

国際比較性向上のための統計調査の見直し

- ・諸外国、国際機関等の統計に関する情報の収集・共有化を推進。
- ・統計に関する国際基準策定作業等への積極的参加や、我が国の統計における国際基準等の適用を推進。
- ・国際比較プログラムへの協力と国内における利用を推進。

結果提供方法の改善

- ・国際比較性に配慮した統計データ及びメタデータの提供。

統計分野における積極的な国際協力の推進

国際協力を担当できる統計職員の育成

開発途上国の統計能力向上のための貢献

- ・PARIS 21 (Partnership in Statistics for Development in the 21st Century)、国連アジア太平洋統計研修所 (Statistical Institute for Asia and the Pacific: SIAP) への協力を推進。
- ・開発途上国のニーズの把握と情報の共有化を推進。

主な推進状況

- ・「国際統計情報の総合窓口」に蓄積する情報を収集・整備するとともに、平成17年3月に霞が関WAN上に試行的窓口を開設。18年3月から本格運用を開始。
- ・国連の国際標準産業分類第4次改訂作業、世界保健機関(WHO)の「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回修正」の見直し作業等に積極的に参加。また、平成19年3月に東京にて経済協力開発機構(OECD)の購買力平価プログラム事業に関する非欧州諸国会合を開催するとともに、必要な我が国の価格データを提供。

- ・国等の職員を対象に国際的な統計専門家の育成を目的とした国際統計研修を平成17年度から実施。
- ・第1回東アジア製造業統計専門家会議(EAMS)を平成19年1月に東京で開催し、国際比較可能な産業統計の整備として、今後、東アジア地域(アセアン+3)における共通の製造業産業分類を構築するために共同研究を行うことを決定。
- ・関係国際会議等での情報収集、開発途上国の政府職員を対象とした研修員の受入れ、国際セミナーの開催等を実施。
<例>
 - ・PARIS 21関連会合、東南アジア諸国連合(ASEAN)食料安全保障情報システムプロジェクト会合等に参加し関係情報を収集。
 - ・国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)の実地研修等で開発途上国の政府職員の受入れを実施。
 - ・ASEAN諸国を対象とした「産業統計セミナー」等を実施。